

## 研究インターンシップ実施契約書

※本雛形を使用し、契約を締結する際は、「研究インターンシップ実施契約書（雛形）（解説）」を参照すること。

〇〇〇〇（受入機関名。以下「甲」という。）と、〇〇法人〇〇大学（以下「乙」という。）は、インターンシップに参加させることを甲乙間で合意した者（以下「インターン生」という。）に対し、乙のインターンシップ科目「〇〇〇〇（科目名）」に基づくインターンシップを実施するに当たり、以下の条項により契約を締結する。

## 第1条 実施目的

本インターンシップは、インターン生が、企業の研究現場における研究開発への取組を通じ、社会に有意な基盤技術と幅広い課題発見・解決能力を有する人材として成長することを目的とする。

## 第2条 実施計画書

- 1 甲及び乙は、インターンシップの実施に当たり、別紙1の実施計画書を協議の上、作成するものとする。
- 2 実施計画書の内容を変更する必要がある場合は、甲及び乙は協議を行うものとする。

## 第3条 実施期間

インターンシップの実施期間は別紙1の実施計画書に記載する期間とする。

## 第4条 実施内容

甲及び乙は、別紙1の実施計画書に従い、インターンシップ期間中においてインターン生の指導・教育を行うものとする。

## 第5条 実施費用

インターンシップを実施する際の費用の負担に関しては、別紙1の実施計画書に記載するとおりとする。

## 第6条 服務規程等の遵守

乙は、インターン生がインターンシップに係る業務を甲の事業所で実施するに際し、甲の定める従業員服務規程等の遵守義務を、インターン生に負わせるものとする。

## 第7条 災害の防止

甲及び乙は、インターン生の本インターンシップ実施期間中の災害を防止するために協力し、インターン生に自己の安全に十分に留意させるものとする。

## 第8条 災害補償

- 1 インターン生の本インターンシップの実施中及び通勤に際しての事故等については、甲の故意または重過失による場合を除き、乙がインターン生に加入させる保険をもって補償にあてるものとする。
- 2 甲は、特殊な作業を行う場合等必要に応じ適宜、甲の負担において「インターン生」を保険に加入させるものとする。この保険内容は別紙1の実施計画書に記載するものとする。

## 第9条 損害賠償

- 1 インターン生が本インターンシップ実施中に甲又は第三者へ損害を与えた場合、インターン生の故意または重過失による場合を除き、乙がインターン生に加入させる保険をもって補償にあてるものとする。ただし、当該損害が秘密情報の漏洩に起因する場合には、乙は当該損害によって甲が直接的かつ現実に被った損害の範囲で損害賠償の責を負うものとする。
- 2 前項により甲が乙に対して損害賠償請求できる範囲及び限度額は、事前に甲乙協議の上定めるものとする。

## 第10条 秘密情報の保持

- 1 乙は、インターン生に対して、本インターンシップを通じて知得した甲の業務・契約・取引先等に関する情報またはノウハウ等甲の一切の秘密情報を、インターンシップ期間中及びインターンシップ終了後において第三者に漏洩させないものとする。
- 2 甲は、インターン生の個人情報を、乙及びインターン生本人による事前の書面による同意又は法令による定めがある場合を除き、第三者に開示してはならない。

## 第11条 知的財産権

本契約に基づくインターンシップを実施することにより創出される知的財産権の取り扱い、以下のとおりとする。

- 1 インターンシップの実施によりインターン生が創出した発明等に係る知的財産権は、甲に帰属するものとする。
- 2 乙の責任教員及び評価教員が、インターンシップの指導・評価の過程で創出した発明

等に係る知的財産権の取り扱いは、別途甲及び乙で協議の上定める。

#### 第12条 成果の取り扱い

- 1 甲及び乙は、本インターンシップによって得られた成果を公表する場合は、事前に相手方の書面による了解を得るものとする。
- 2 前項の成果の公表等により将来期待される利益が侵害されるおそれがあると判断される部分については、甲乙協議の上、公表の時期・方法等について定めるものとする。

#### 第13条 第三者機関への派遣

甲が、インターンシップ実施の必要上、本契約に取り決めのない第三者機関へインターン生を派遣する場合は、以下の規定に従う。

- 1 甲は、インターン生の派遣の必要が生じた場合、事前に乙の了解を得るものとする。
- 2 インターン生の派遣に伴い発生する費用は、甲が負担する。
- 3 インターン生の派遣に伴い発生する第三者機関との間の秘密保持義務、知的財産権の取り扱い、災害補償、損害賠償については、甲がその責めを負う。

#### 第14条 インターンシップの終了

- 1 乙は、インターン生に対して、本インターンシップ終了後速やかに、本インターンシップ実施期間中に得られた成果について、様式2の終了報告書により報告書を作成し、甲の指導担当者と乙の責任教員に承認を得させるものとする。
- 2 甲及び乙は、終了報告書が提出された後、実施結果の評価を行う。
- 3 本インターンシップを乙の履修科目の単位として認定する場合は、乙は事前に甲の了承を得るものとする。

#### 第15条 インターンシップの中止

- 1 乙又はインターン生において本契約書に違反する行為があった場合、甲は、当該インターン生について、直ちに本インターンシップを終了させることができるものとする。この場合、甲は、速やかに乙及びインターン生にその旨を通知しなければならない。
- 2 甲は、天災その他やむを得ない事由のため本インターンシップの実施が継続困難又は不適當となったときは、乙と協議の上、本インターンシップの実施を中止することができる。

#### 第16条 契約書の有効期間

- 1 本契約書の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までと

し、甲乙どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、1年毎にこれを更新するものとする。

- 2 甲又は乙は、本契約を終了しようとする場合、本契約期間満了の2ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

#### 第17条 協議

本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### 第18条 裁判管轄

- 1 本契約に関する訴えは、被告の所在地を管轄する地方裁判所に属する。
- 2 この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 住所  
受入機関名  
責任者役職  
責任者氏名

(乙) 住所  
大学名  
責任者役職  
責任者氏名

研究インターンシップ実施計画書

〇〇（受入機関名）と〇〇法人〇〇大学との間で締結された平成〇〇年〇〇月〇〇日付研究インターンシップ実施契約書に基づき、〇〇（所属・学生名）のインターンシップは以下のとおり行うものとする。

※ 実施計画書に記載すべき項目（例）は以下のとおり。

- ・ インターン生所属部署・研究室
- ・ インターン生氏名
- ・ インターンシップ実施責任教員氏名
- ・ インターンシップ評価教員氏名
- ・ インターンシップ科目名
- ・ インターンシップの目的
- ・ インターンシップの内容（研究テーマ、実施計画、教員の関与・指導等）
- ・ インターンシップ実施期間
- ・ インターンシップ実施場所
- ・ 実施費用及びその負担
- ・ その他
- ・ 甲のインターンシップ実施/受入責任者の署名
- ・ 乙のインターンシップ実施/派遣責任者の署名

研究インターンシップ終了報告書（記載項目）

※ 終了報告書に記載すべき項目（例）は以下のとおり。

- ・ インターン生氏名
- ・ インターンシップ科目名
- ・ インターンシップの目的
- ・ インターンシップの内容
- ・ インターンシップ実施期間
- ・ インターンシップ実施場所
- ・ インターンシップ成果の概要
- ・ 甲のインターンシップ実施責任者、乙評価教員承認（承認欄を設ける）